

## 令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を公表します。

本市の各指標は、次のとおりいずれも国が定めた基準を下回っており、財政運営が健全な段階であることを示しています。

### 1 健全化判断比率（法第3条関係）

(単位：%)

区分	実質赤字率	連結実質赤字比率	実質公債費率	将来負担率
諫早市の指標	—	—	7.0	—

※実質赤字比率及び連結実質赤字比率の「—」は、赤字額が生じなかったことを示している。

※将来負担比率の「—」は、負担比率が生じなかったことを示している。

(国が定めた基準)

早期健全化基準	11.62	16.62	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

### 2 資金不足比率（法第22条関係）

(単位：%)

区分	水道事業会計	工業用水道事業会計	下水道事業会計
諫早市の指標	—	—	—

※資金不足比率の「—」は、資金不足額が生じなかったことを示している。

(国が定めた基準)

経営健全化基準	20.0	20.0	20.0
---------	------	------	------